



夏季死亡災害ゼロ101日運動通信

【運動期間：令和4年6月1日～令和4年9月9日】

令和4年
7月号

死亡災害ゼロ継続中！

令和4年6月1日から「夏季死亡災害ゼロ101日運動」がはじまっています。6月27日（本通信作成日）時点で死亡災害は発生しておりません。9年連続死亡災害ゼロを達成するために、引き続き各事業場においては、安全衛生管理体制を強固なものとし、労働者一人ひとりの安全衛生意識の高揚を図り、労使双方の協力のもと労働災害の防止への取り組みをお願いします。

全国安全週間が始まります！

期間：7月1日（金）～7日（木）
スローガン：安全は 急がず焦らず怠らず

今年も全国安全週間の時期となりました。各事業場で活発な取り組みをお願いします。

実施事項は下記のとおりですが、実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策にも留意するようお願いいたします。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の刑事、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

7月は「STOP！ 熱中症 クールワークキャンペーン」重点取組期間です！

7月は「STOP！ 熱中症 クールワークキャンペーン」の重点取組期間です。特に下記の項目について重点的な取り組みをお願いします。

- ◆実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょ。
- ◆特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょ。
- ◆水分、塩分を積極的に取りましょ。
- ◆各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょ。
- ◆期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょ。
- ◆休憩中の状態の変化にも注意し、少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく病院に搬送しましょ。

労働災害発生状況（令和4年5月末日時点）

- ◆令和4年5月末現在の休業4日以上労働災害発生件数は50件で前年比-2件（-3.8%）となっています。
- ◆事故の型別では、転倒が17件で全体の34%を占めており、次いで墜落・転落が6件（12%）、はさまれ・巻き込まれが5件（10%）となっています。
- ◆業種別では、製造業が12件で全体の24%を占めており、次いで運輸業が9件（18%）、建設業4件（8%）、商業4件（8%）となっています。

災害事例

《食料品製造業》 ○事故の型：転倒 ○50代女性（経験年数4年） ○休業見込み：1か月
重さ約20kgの材料が入った袋を運ぶため、両手で抱えたところ、そのままよろけて転倒した。転倒時に床に手首をつき、ひびが入った。

《その他の金属製品製造業》
○事故の型：はさまれ・巻き込まれ
○30代男性（経験年数5年） ○休業見込み：4週間
品質確認の為、ベルトコンベヤー上の製品を取ろうとしたところ、駆動部分のチェーンに手が巻き込まれた。チェーン部分に覆いが設けられておらず、被災者は軍手を着用していたもの。



一 関 労 働 基 準 監 督 署

化学物質による労働災害防止のための新たな規制について①

厚生労働省は、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部を改正しました。

化学物質による休業4日以上[※]の労働災害(がん等の遅発性疾病を除く。)の原因となった化学物質の多くは、化学物質関係の特別規則[※]の規制の対象外となっています。本改正は、これら規制の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の整備拡充等を前提として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度を導入するものです。

※ 特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則

【改正の主なポイント】

1. 労働安全衛生規則関係

- (1) リスクアセスメントが義務付けられている化学物質(以下「リスクアセスメント対象物」という。)の製造、取扱い又は譲渡提供を行う事業場ごとに、化学物質管理者を選任し、化学物質の管理に係る技術的事項を担当させる等の事業場における化学物質に関する管理体制の強化
- (2) 化学物質のSDS(安全データシート)等による情報伝達について、通知事項である「人体に及ぼす作用」の内容の定期的な確認・見直しや、通知事項の拡充等による化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化
- (3) 事業者が自ら選択して講ずるばく露措置により、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすること(加えて、一部物質については厚生労働大臣が定める濃度基準以下とすること)や、皮膚又は眼に障害を与える化学物質を取り扱う際に労働者に適切な保護具を使用させること等の化学物質の自律的な管理体制の整備
- (4) 衛生委員会において化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務付ける等の化学物質の管理状況に関する労使等のモニタリングの強化
- (5) 雇入れ時等の教育について、特定の業種で一部免除が認められていた教育項目について、全業種での実施を義務とする(教育の対象業種の拡大/教育の拡充)を全業種に拡大

2. 有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、粉じん障害防止規則関係

- (1) 化学物質管理の水準が一定以上の事業場に対する個別規制の適用除外
- (2) 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する作業環境の改善措置の強化
- (3) 作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合における有機溶剤、鉛、四アルキル鉛、特定化学物質(特別管理物質等を除く。)に関する特殊健康診断の実施頻度の緩和

労働安全衛生法の新たな化学物質規制 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害(がん等の遅発性疾病を除く。)は年間450件程度で推移しており、がん等の遅発性疾病も後を絶ちません。これらを踏まえ、新たな化学物質規制の制度(下図)が導入されました。

<現在の化学物質規制の仕組み(特別規制による個別具体的な規制を中心とする規制)>

<見直し後の化学物質規制の仕組み(自律的な管理を基盤とする規制)>

1-1 ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加

- 労働安全衛生法(安衛法)に基づくラベル表示、安全データシート(SDS)等 2024(R6)、4.1施行による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質(リスクアセスメント対象物*)に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を追加します。
- 2022(令和4)年2月公布の労働安全衛生法施行令(安衛令)改正では、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異性、生体毒性、急性毒性のカテゴリーで比較強い有害性が確認された234物質がラベル表示等の義務対象に追加されました。ただし、2024(令和6)年4月1日時点で現存するものは、2025(令和7)年3月31日までの間、安衛法第57条第1項のラベル表示義務の規定は適用されません。
- 今後のラベル・SDS義務対象への追加候補物質は、(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理センターのウェブサイトにてCAS登録番号付きで公開されています。
https://www.jnosh.johas.go.jp/groups/ghs/ankaken_report.html

※リスクアセスメント対象物：労働安全衛生法57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

新たな化学物質規制項目の施行期日				
規制項目	2022(R4), 5.31(公布日)	2023(R5), 4.1	2024(R6), 4.1	
化学物質管理 体系の 見直し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加			●
	ばく露を最小限度にすること(ばく露濃度基準値以下にすること)			●
	ばく露軽減措置等の意見聴取、記録作成・保存		●	
	皮膚等有害化学物質への直接接触の防止(健康障害を起こすおそれのある物質関係)		●	●
	衛生委員会付議事項の追加		●	
	がん等の遅発性疾病の把握強化		●	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		●	
	化学物質労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示			●
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等			●
	がん原性物質の作業記録の保存		●	
実施体制の 確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化			●
	雇入れ時等教育の拡充			●
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		●	
情報伝達の 強化	SDS等による通知方法の柔軟化	●		
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期的確認及び更新			●
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			●
	事業場内別容器保管時の措置の強化		●	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		●	
管理水準良好事業場の特別規則等適用除外				●
特殊健康診断の実施頻度の緩和				●
第三管理区分事業場の措置強化				●

概要
リーフレット



改正省令の
施行について



【担当者から】

7月は全国安全週間が展開されます。職場での安全に対する意識の高揚、安全活動の定着を図るための貴重な時期です。労使双方の協力のもと、活発な取り組みをお願いします。

岩手労働局HP内の「一関監督署からのお知らせページ」を更新しました。当運動通信、毎月災害統計等を掲載していますので、ぜひご確認ください。
「一関監督署からのお知らせページQRコード」⇒

